

京都市中央保護所管理規則の全部を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 88 号

京都市中央保護所管理規則の全部を改正する規則

京都市中央保護所管理規則の全部を次のように改正する。

京都市中央保護所管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市中央保護所条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、京都市中央保護所（以下「保護所」という。）に係る生活保護法第46条第1項に規定する管理規程に明示すべき事項及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の方針)

第2条 市長は、条例第2条第1号に掲げる事業に関し保護所を利用する者（以下「更生施設利用者」という。）に対し、その身体及び精神の状況に応じ、日常生活を営むために必要な環境を保持することにより、更生施設利用者の健康で文化的な最低限度の生活を確保するものとする。

(更生施設利用者に対する措置及び説明)

第3条 条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、保護所の利用を開始しようとする更生施設利用者に対して、衣類その他の所持品を検査するとともに、条例第2条第1号に掲げる事業の目的及び方針その他更生施設利用者が保護所を円滑に利用するために必要な事項を分かりやすく説明しなければならない。

(更生計画の作成及び生活指導)

第4条 指定管理者は、更生施設利用者が保護所の利用を終了した後に自立した社会生活を営むことができるようにするため、更生施設利用者と面接を行い、その身体及び精神の状況に応じ、第11条に規定する作業の内容その他更生施設利用者を援助するために必要な事項を定めた計画（以下「更生計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定管理者は、更生計画に基づき、更生施設利用者の勤労意欲を高めるために必要な指導その他更生施設利用者が自立した社会生活を営むために必要な指導を行わなければならない。

(給食)

第5条 指定管理者は、更生施設利用者に対する給食について、更生施設利用者が適切な栄養を摂取し、健康の保持増進を図ることができるようにするため、あらかじめ献立を作成し、これに従って実施しなければならない。

(健康診断)

第6条 指定管理者は、更生施設利用者に対し、保護所の利用を開始する際に1回及び当該利用の開始後の6月ごとに1回以上、健康診断を行い、その結果を記録しておかなければならない。

(診療)

第7条 更生施設利用者は、指定管理者が定める時間に、保護所の医務室において医師の診療を受けることができる。

2 指定管理者は、保護所の医務室において医師の診療を受けさせることが困難なときその他指定管理者が特に必要があると認めるときは、更生施設利用者を医療機関に通院させ、又は入院させなければならない。

(入浴等)

第8条 指定管理者は、更生施設利用者の衛生を保持するため、更生施設利用者に対し、入浴その他衛生上必要な行為をする機会を提供しなければならない。

(娯楽)

第9条 指定管理者は、更生施設利用者が余暇を有効に活用することができるようにするため、更生施設利用者の娯楽を充実させるように努めなければならない。

(外出)

第10条 更生施設利用者は、保護所から外出（外泊を含む。以下同じ。）をしようとするときは、その都度行き先（外泊をしようとするときにあっては、外泊先）、外出の日時及び用件その他必要な事項を指定管理者に申し出て、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けて外出をした者は、保護所に帰所したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(作業)

第11条 指定管理者は、更生計画に従い、更生施設利用者に対し、保護所の利用を終了した後に自立した社会生活を営むために必要な程度の技能を習得させるための作業を課することができる。

(作業の収益)

第12条 指定管理者は、前条の規定により更生施設利用者に課した作業により収益を得たときは、当該収益を、更生施設利用者が保護所の利用を終了した後の生活費その他更生施設利用者が自立した社会生活を営むために必要な費用に充てなければならない。ただし、作業の必要経費については、当該収益から控除することができる。

(利用許可の申請)

第13条 条例第5条の規定により利用の許可を受けようとする者は、京都市中央保護所一時宿泊施設利用許可申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第14条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(一時宿泊施設利用者に対する援助等)

第15条 指定管理者は、条例第2条第2号に掲げる事業に関し保護所を利用する者(以下「一時宿泊施設利用者」という。)に対し、適宜面接を行い、一時宿泊施設利用者が条例第6条に規定する利用期間の満了後に自立した社会生活を営むことができるようにするために必要な援助又は指導を行わなければならない。

(災害対策)

第16条 指定管理者は、災害その他の緊急の事態(以下「災害等」という。)に備えて、保護所からの避難その他災害等が発生した際に採るべき行動について、更生施設利用者及び一時宿泊施設利用者に対して常に指導及び訓練に努めるとともに、消防法第17条第1項に規定する消防の用に供する設備及び火災が発生するおそれのある箇所の点検をしなければならない。

2 指定管理者は、毎年2回以上、防災訓練を実施しなければならない。この場合において、そのうち少なくとも1回については、夜間に災害等が発生した場合を想定した防災訓練を実施しなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

別記様式（第13条関係）

京都市中央保護所一時宿泊施設利用許可申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の起居の場所	申請者の氏名 電話 ー

京都市中央保護所条例第5条の規定により利用の許可を申請します。	
利用する期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用を必要とする理由	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)